長与町農業委員会会議録

平成２５年４月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２５年４月農業委員会総会

１．日時　　平成２５年４月２４日（水）９時３０分から１１時３０分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
会長職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　非農地証明交付願報告

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

事務局　おはようございます。定刻前ですが、皆さんお集まりいただきましたので、始めさせていただきたいと思います。総会が始まる前に、例月でございますけれども、総会規則について申し上げます。平成２５年４月の総会が開催されるにあたり、長与町農業委員会総会規則第６条により１６人全員の出席でございますので、在任委員が総会を開催する定数に達していることをご報告申し上げます。

それでは、早速、総会に移りますけれども、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事等の進行はよろしくお願いします。

議　長　改めて、皆さんおはようございます。あいにくの雨の中にご出席をいただきましてありがとうございます。我々農業者もいよいよ２５年度の生産に向けて忙しい時期に入っております。皆さんお体に気をつけながら頑張っていらっしゃることだと思います。

先月の総会の折に、私は太陽光パネルの視察の件について申し上げましたが、３月の総会だったでしょうか。その指針が国から３月末に提出しますと言っていたところ、皆さんもご存じでしょうが、農業新聞に掲載されておりました。これは読まれたら簡単にわかることですが、やはり国としては、非常に厳しい指針を出しております。パネルを設置したら柱の部分のみ転用対象になる等、いろいろございます。太陽光パネルについては、皆さん方も規制があるということを考えておいて下さい。許可があれば出来ないことはないのですが、長与町でそれが出来るかどうか。長崎県は離島で大々的に島全体の三分の一程を太陽光パネルで張り詰めようという計画があるようです。その件については皆さん農業新聞を見て下さい。

本日は案件が、農地集積が殆どです。時間的にも余裕があるように思っておりますので、早く終わったら、休憩を挟んで、いつもの勉強会をしばらく行いたいと思います。皆さんのご協力をお願いしてご挨拶にかえさせていただきます。

それでは平成２５年４月の農業委員会総会を開催いたします。

始めに、日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名させていただきますが、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　それでは議事録署名委員に１６番山脇委員さん、１７番山﨑委員さんを指名いたします。

次に日程第２。本日の案件は、第１号議案、農用地利用集積計画についてが５件。それから日程第３の報告事項となっております。また本日は時間の余裕があるようですので、先程申し上げましたように、議案が終わり次第勉強会を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。この議案が終了した折に、あらためて確認をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは審議に入りますが、ご意見ご質問をされる際は挙手をして番号氏名をかならずお願いします。なお例月のことですが、ご意見並びに質問は、議事録に記録して公開されることとなっていますので、審議内容に沿ってご発言を頂きますようお願いします。

それでは日程第２、第１号議案農用地利用集積計画について、事務局から議案の朗読と説明を受けたいと思いますが、１件目と２件目は借り主が同じですので、続けてお願いします。

事務局　はい、先に送付させていただきました、第１号議案の平成２５年４月分をお開き下さい。それでは朗読と説明をさせていただきます。第１号議案、農用地利用集積計画について上記議案を提出いたします。平成２５年４月２４日、長与町農業委員会会長、田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき農用地利用集積計画の決議を求められたので提案する。となっております。

次に２ページをお開き下さい。平成２５年第４号。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定める。となっております。平成２５年４月１７日、長与町長　吉田愼一。

次に３ページをご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告する。となっております。長与町長　吉田愼一。例月のとおり、年月日につきましては、総会を経て町長部局での決済後公告するとなっておりますので、未記入でございます。

４ページをお開き下さい。これから説明いたします、５ページから１９ページまでの５件の集計表となっております。詳細につきましては例月のとおり省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは利用権の設定の朗読と説明に入ります。５ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町高田郷。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町高田郷。利用権を設定する土地は、高田郷、畑、面積は２，５９０㎡。利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名はダイコンでございます。平成２５年５月１日から、３５年４月３０日までの１０年間となっております。

続きまして、７ページをお開き下さい。続いて２件目を申しあげます。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町高田郷。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町吉無田郷。利用権を設定する土地は、高田郷、畑、面積は１，１３６㎡。利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名はダイコンでございます。平成２５年５月１日から、３５年４月３０日までの１０年間となっております。１件目と２件目の合計面積は３，７２６㎡でございます。

また、長崎市三重町の山林を一部開墾されて農地を確保しているということもお聞きしております。借り手の（借主）さんは今回手続きを経て新規就農者として農業を始めることでの申請となっております。新規就農者としての諸条件がございます。提出いただいた書類の記述の内容を申し上げます。

まず、就農後の経営形態は、果樹部門での甘夏、びわ、なし、そして野菜部門ではダイコン、馬鈴薯、タマネギとなっております。農業労働力はお２人で、申請人ご本人が年間１２０日。奥さんが３０日となっております。過去の農業研修、教育機関での研修経験については、昭和６０年頃から、叔父さんのお手伝いをするという形で、果樹、野菜等の栽培の手ほどきを受けておられて、そして今日に至っているということでお聞きしております。経営する為の機器等でございますけれども、農機具で動噴が２台、草刈り機が３台、管理機が１台、

そして荷揚げ車が１台。自動車は運搬用トラックが１台ということです。
　土地の所在ですけれども、９ページをお開き下さい。〇〇中学校から抜けて行った所の道路で〇〇温泉に繋がる道のそばに青色で表示しております２筆となります。以上です。

議　長　　ただいまの事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当委員さんから補足説明がありましたらよろしくお願いします。

３　番　　はい。３番辻田です。ここの地図上でいいますと、（地番）と書いてある隣に（地番）というのが７ページの（２件目貸主）さんの持ち物の土地です。（借主）さんとは同級生だそうです。（１件目貸主）さんがご親戚ということで、ずっとお手伝いをしながら作ってきていらっしゃって、また三重の方の畑も併せて作ってあるようです。たまたま、私も奥様がＰＴＡの副会長をして頂いていたので良く存じております。よく土曜、日曜に農作業をされて、農家の人より頑張るタイプの方です。問題はないと思います。丁度、区画整理の狭間の所で、ここが荒廃地になると非常に惜しい地域ですので、ぜひ許可をお願いしたいと私の方からも思います。よろしいでしょうか。

議　長　　ただ今地元委員さんからの説明も終わりましたが、皆さん方からも何かお聞きしたいことがあったらお願いします。

５　番　　ちょっと、よろしいでしょうか。具体的な作物名でダイコンと書いてありますけれども、これは漬物用か何かで専用にされるのですかね。

３　番　　本人さんと４月２１日の日曜日に、たまたま農作業をされていたところお会いしたんですけれども、いろいろな作物を谷間で作りたいが、今はダイコンを作ろうとか、上の畑はまた違う作物を作りたいけど、現在、ダイコンとしか書く方法しか無かったということでした。また、ダイコンで頑張って〇〇万上げるようにと言われましたが難しいということです。

議　長　　そんなに年齢は高くないのですね。若い方ですか。

３　番　　私たち年代よりちょっと上か、奥様は〇〇に勤められていたんですけれども、辞められまして今度農業に入るそうです。

事務局　　（借主）さんは６１歳となっております。

議　長　　他にはご意見ございませんか。聞きたいことは何もございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは御意見、ご質問ないようですので、３件目を事務局から説明をお願いします。

事務局　　はい。次に１０ページをお開き下さい。３件目を申し上げます。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町岡郷。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町斉藤郷。利用権を設定する土地は、斉藤郷、田、面積は１，７２５㎡。利用権の種類は賃貸借。具体的な作物は水稲でございます。平成２５年５月１日から、３０年４月３０日までの５年間。借り賃は現物支給で米９０キロとなっております。この方は引き続き継続となっております。

土地の所在でございますけれども、１２ページをお開き下さい。〇〇小学校のグラウンドがございますが、その横手の方になります。地図で申し上げますと、青色で表示してある所、グラウンドの真横ということでございます。以上でございます。

議　長　　事務局からの説明が終わりましたけれど、地元委員さんから補足説明があればよろしくお願いします。

５　番　　昨日、私も確認しました。本人さんも丁度仕事に取り掛かっておりまして、これは継続ですね、ずっと水稲をされております。問題ないと判断しました。

議　長　　他に何かお聞きしたいことがあれば。

【意見・質問無し】

議　長　　それではご意見、ご質問が無いようですので、４件目を事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　はい、次に１３ページの方をご覧下さい。４件目を申し上げます。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、有限会社（借主）さん、諫早市多良見町。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、大阪府大阪市西区新町。利用権を設定する土地は、斉藤郷、畑、面

積は１，００２㎡。もう１筆でございますけれども、岡郷、畑、面積は３，４６７㎡。合計面積の４，４６９㎡となっております。２筆とも利用権の種類は使用貸借で、内容はオリーブとびわとなっております。平成２５年５月１日から、３５年４月３０日までの２０年間。

この有限会社（借主）さんも今回手続きを経て、新規就農者として農業を始めることになるための申請ということでございます。会社経営となりますので、特例での有限会社の農業生産法人ということで定款を定めまして、そして臨時総会の株主総会の議事録を添えて申請をされております。こちらも新規就農者としての諸条件がございます。提出いただいた書類を申し上げます。

就農と、経営形態は農業生産法人で、オリーブ、びわということです。斉藤の土地はすでにオリーブが栽培されておりますので、それを引き継いでいくと。岡郷の土地につきましては整地をして、約５００本のオリーブの苗木を植える予定となっております。また、申請書にある通りびわを栽培するとも書いてありますので、オリーブを植えた後には、順次苗木を植えていくとの話でした。農業労働力は３人で、取締役の○○さんが年間１５０日、子供さんがいらっしゃいますが１５０日、そして従業員の方も１５０日ということで、３人体制となっております。過去の農業教育、研修経験の有無でございますけれども、平成２３年の８月頃ということで、（貸主）さんがお持ちの○○オリーブ園で、剪定、追肥、収穫までの一連の実務を積んで今回に至っているということでございます。経営する為の機械等でございますけれども、農機具で、動噴が１台、草刈り機が１台、運搬用の軽トラックが１台となっております。

また、この有限会社（借主）さんは平成３年頃から、○○という会社で食品加工業を手掛けていらっしゃいます。そのために加工に必要な機材はお持ちで、収穫した実をオイルに加工したり、新たな製品を作っていきたいというお考えのようです。今でもオリーブの加工とか、生産物でいえば長崎県の認定を受けた商品がございますけれども、菓子類についてもそういうものがございますので、東京とか関東、関西辺りにチョコレート製品を作って発売されていて、県内でも多くの方が購入されているようです。

土地の所在でございますけれども、斉藤郷の土地の方から申し上げます。○○小学校を過ぎまして、○○集会所、時津に行く方の道から入りまして約○○メートル程進みますと、右手に農道と水路があります。その農道を○○メートル程行った左側でございます。左側に青色で表示してある所になります。

続いて岡郷の土地の方も申し上げます。１６ページをお開きください。堂崎方面に向かいますと、国道２０７号線上に○○バス停と○○バス停がございます。その中間付近に、○○オリーブ園から約○○メートル手前程の上部にあります満永一本松線に隣接している場所になります。これも同じく、地図の青色で表示してある所でございます。以上でございます。よろしくお願いします。

議　長　　事務局からの説明が終わりましたが、この件につきましては、地区が２ヶ所に分かれておりますので、各担当委員さん、斉藤から順に、補足説明をお願いします。

５　番　　５番の白﨑です。私も現場の確認をいたしました。水田の跡にオリーブを現在作ってありますが、大きい木です。そのような状況で、畑の管理自体は良くされております。

これは、水田からオリーブ園に変えた時には、ちゃんとした地目変換はされていたのでしょうか。

事務局　　ご覧の通りですね、これは先月ご指摘をいただいたものですから、説明するときは現況の方で説明をしています。この地図で申し上げますと、これはそのままの状況になっておりまして、地目を変更されていないということになります。先程言われたように、通常田んぼから畑、畑から田んぼに変換する場合には必ず届出が必要です。過去にどのようになっているかは私も存じ上げませんが、手続き上はそのようなことをもってするということが必然的に必要だと私は理解しております。

議　長　　それでは、岡郷の説明を担当委員さんお願いします。

６　番　　はい。６番柿本です。先程白﨑委員から説明がありましたけれども、私も昨日（貸主）さんにお会いしてお話を伺いました。場所につきましては現在、一部竹林化、一部みかんが栽培されておりますけども、それを伐採し整地して、そこにオリーブを植栽するといった説明でした。

それで、借主さんは、加工施設をお持ちですが、それに対する農地を持たなかったので、土地を確保してオリーブを植え、加工品を生産販売、六次産業化を目指したいということでの申請です。(貸主）さんのおっしゃるには、長与発のオリーブを真っ先に作りたい、特産品としてのオリーブの製品を具体的に考えているんですかとのお尋ねに対しては、オイルだけではなく、オリーブ茶、飴、そしてオリーブをつつんだチョコ、その試作品をたくさん作っておられるようです。製品化して、長与発のオリーブの製造販売をしたいという目的で栽培されることの説明でした。また、自分は耕作放棄地を一つでも減らしていきたい、その為にみかんにかわる何かの特産品としてオリーブ園を７、８年程前より手掛けておりますということで、今後ますます広げていきたいという意欲がある方だとお見受けしました。別段問題ないと思います。

事務局　　はい、ありがとうございます。地区担当委員さんからの説明が終わりましたが、他の委員さんから、なにかお聞きしたいことがあればお願いします。

６　番　　ちょっと商品名を申し上げて恐縮ですけれども、（借主）さんの方でびわゼリー、長崎ざぼんチョコという商品を、東京の方に出されているそうですよ。それで私も食べてみませんかということで試食をしましたが、小さい箱で一箱〇〇円。それが飛ぶように売れていると

いうことで。ざぼんをチョコで巻いてあるんです。これが東京の方で大人気ということで説明を受けてきました。ざぼんの皮を漬けたものをチョコでくるんであるんですよ。オリーブも塩抜きして甘辛くして、それをチョコでくるんであります。その試作品を何品か作ってあります。結構、色々創作されているなという実感を受けました。

また、オリーブ茶は、農薬の駆除とかはありますけれども、特に問題ないような気がします。オリーブの葉に玄米を混ぜて香料を足されて、試しに飲んでみませんかと言われ飲みましたが、結構良いですね。健康茶で販売しようかと考えていらっしゃるようです。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。

５　番　　少しよろしいでしょうか。確認します。１３ページに今あったように、（貸主）さんは現在長与の人では無いわけですね、この人は貸し主となっておりますけれども。

事務局　　８年か９年位前に、最初新規就農ということで届出をされた記憶がございます。その時は長与にお住まいでした。当然、農作業をする時には一定の距離というものが必要です。農地まで行くのにかなり時間がかかってしまうと、農作業をするには困難ですので、一般的に申し上げれば、２０キロか３０キロ位の距離が上限だという風に私は理解をしております。それ以上であれば、３条の申請や新規就農については認められないということになろうかと思います。

また、あくまでも経営主が一定の面積を確保ということが最低条件となっております。相続なんかは別ですけれども、一般的に、貸し借りをしたり買ったりする場合には、全て一定の下限面積、（貸主）さんにつきましては当時５反の下限面積で申請をされて手続きをとったことは記憶しております。

７　番　　７番です。新規借用で２０年というのは、実績が無い状態、新規の場合はせめて相手の様子を見るために期間を、まあ長くても１０年、実績をみて伸ばしてもらえるような方向で、その辺をもっと考慮した方が良いと思うんですけれども。

５　番　　よろしいですか。５番。（借主）さんの年齢は何歳ですか。

事務局　　５９歳です。

事務局　　先ほど少し話しましたけれど、農業経営基盤強化促進法のもと、農地の貸し借り、売買が

あるわけですけれども、この利用権設定の場合は様々な制限があります。また、貸し主借り主が、双方納得の上でされるわけですから、今回辻田委員さんがおっしゃったように、もし貸し手の方が駄目だというのであれば、これは一方通行になりますので、法的なもので考えれば期間の制限がありますが、農業委員会が入って仲裁を行うということも現実として可能と考えますので、付け加えさせていただきました。

議　長　　他には、ご意見・ご質問はありませんか。

６　番　　６番柿本です。先ほどの農地の権利を移動する段階で、その要件に合致してあれば許可をするわけですね。その後の取り扱いはどうしているのかというところが問題になっているのだと思います。当然これも同じく、利用権設定、利用権の移動ですね。３条も所有権、利用権の移動ですね。考え方でいえば、３条で取り扱って許可をした物件に対しても、
そのような目配りというか指導をしていくのかですね。その辺りの整合性はどのような考え方でいらっしゃるのでしょうか。それが大事になってくると思うんですよ。

事務局　　そうですね、私の方から。ちょっと説明が不足しましたけれど、農地を売ったり買ったりするというのは当然のことで、今おっしゃったように、貸し借りを行って利用権の設定を行っている場合でも、同じような対応をとっていかなければならないと考えております。

議　長　　事務局の見解としてはそういうことです。

６　番　　６番柿本です。先程の（貸主）さんの件ですけれども、会長からも地元にもそういう場所があると聞いていたんですが、場所はですね、○○集落センターの下の○○の所。そこを（貸主）さんが取得されて、何年か放置されていました。ここは去年、荒地を伐採されて整地をされていますけれども、そこにオリーブを１００本植栽しようと苗を確保したということだったようですけれども、伊王島でオリーブを栽培されている方の苗が枯れてしまって、もう苗の確保が出来なくて、苗を譲って下さいと申し出があって、植える予定があった苗を分けてやられたということで説明を受けております。ですから、今話をしている新設については、近々植栽をされる予定とお伺いしております。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。他にはありませんか。先程、辻田委員さんから出された案で、新規就農してもこの２０年というのはあまりに長すぎるんじゃないかと。これについて、皆さんから何か御意見が無かったらそのまま受理したいと思いますが、皆さん御意見ございませんか。

５　番　　５番の白﨑です。私もやはり２０年は長いと思います。やはり今からの事業ですから、辻田委員がおっしゃったように、状況を見て、次のステップを踏んだ方がよろしいかと。初めから２０年というのは長いと私は思います。以上です。

議　長　　はい。委員さんからのご指摘がありましたが、先ほど柿本委員さんからの質問に対して事務局からの考え方について説明があっております。売買にせよ貸し借りにせよ同じ考えでいくと事務局からの話もありましたので、この委員会として、新規就農で２０年は長いんじゃないかと、１０年では如何ですかということが、果たして出来るかということです。

事務局　　はい。あくまでも議案としてご審議いただくことで、決定をしていくものと理解をしております。そういう点は十分今回の事を踏まえて、両方の方にご説明を申し上げて、
このお話の事を正確に伝えて、再度、提出をしていただくというご相談をすることは事務局として当然だと思います。ですから繰り返しますけども、委員会の方で決定されないものについては、あくまでも再度お考えいただいてということでお願いを申し上げて、今回は一応取り下げるということではございませんが、審議の内容に沿って、一応こういう話がございましたので、次回の総会の折に、再提出をしていただくことのお願いをすることは出来ますが。

議　長　　ただいま事務局からそういう見解が出ました。先程の柿本委員からの質問と、ちょっと整合しない所があるかなと思いますけれども、この委員会の審議を主にした考え方で話されたと思います。

６　番　　６番柿本です。申請で２０年ということであれば、これは正当として委員会としては認めるべきと思います。それと併せて、年齢要件も出てくると思います。期間を決定すれば。今まで利用集積計画に申請が上がってきた計画書を見れば、高齢の方もいらっしゃいます。８０代とか。期間要件と併せて考えていけば、年齢が８０歳の方で、果たして１０年設定をされて、それで良いのかということも出てきますので。当初計画がこういう計画で出てきていますから、期間は別段問題無いと私は思っております。そして出来なくなった状態で、方法があると思います。期間要件と年齢要件が併せもってくると思うんですがね。

議　長　　ただ今、柿本委員さんからはそういうお考えが述べられております。辻田委員からはあまり長すぎるんじゃないかという意見がございますが、我々審議する側としては柿本委員が言われる通り、いろんな問題があるからそういう話が出てくるわけです。相手に対して、２０年は長すぎるから１０年にして下さいというのは失礼というか、向こうはちゃんと考えて出しているんでしょうから、と私も感じております。これは委員さん全員で、どちらにするか

で決めましょう。事務局としては、説明をして次の総会で決定をしていいですよという説明が事務局からありました。

２　番　　２番。年数が長いとか話があっておりますが、オリーブとかびわというのは永年作物なんですよね。それを短期間にするというと、やはり新規にやるという人達の意欲が削がれる、あるいは１０年にした場合は、もう１０年で貸さないといわれた場合には、良い物がいっぱいなっていて、土地所有者が作りますよ、ということになってしまったら問題が出て来ますので。やはり新規であるけれども、そのまま認めてあげればどうかと私は思います。野菜等であればもっとしやすいわけですが、経費は多くかけて、１０年期間が過ぎればもう自分が引き揚げますと。そうなった場合は、借りた人は結局大損するわけですから、これが植えてすぐどんどん木が太くなって多く採れれば良いわけですけど。まあ５年、１０年ではたいした物はあまり採れないんじゃないかなと私は考えます。

議　長　　色々と今御意見があっておりますが、申請通り許可をしていきたいという風に私も考えます。ただ、その後、農業委員会としてはその土地を注視していくということを考えながら、皆さん許可することにしたらどうでしょうか

【はいの声あり】

議　長　　それでは５件目の利用集積計画についての説明をお願いします。

事務局　　次に１７ページをお開き下さい。最後の５件目になります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町岡郷。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町岡郷。利用権を設定する土地は、岡郷、畑、面積は１，６９３㎡。利用権の種類は使用貸借。具体的な作物はみかん。平成２５年５月１日から、２８年４月３０日までの３年間、この方は引き続き継続となっております。

土地の所在でございますけれども、１９ページをお開き下さい。これは大変説明しづらい所ですので、申し訳ありませんけれども、概略だけということでさせていただきます。国道２０７号線上部の山間部に満永一本松線がございますけれども、〇〇バス停から、直線距離で〇〇メートル程の山間部に位置している所になります。満永一本松線の道路と川が交差している、約〇〇メートル程手前の所になります。以上です。

議　長　　ただ今事務局からの説明が終わりましたけれども、担当委員さん何か補足説明がありましたらお願いします。

６　番　　６番柿本です。昨日現地確認をしましたし、（借主）さんと（貸主）さんともお会いしてお話を聞いております。継続です。もう１５年くらい借りられて経ているところです。今回も（借主）さんに引き続き作っていただきたいという説明でございました。現地はみかんの木が２０年生位のものが植えてあります。管理は十分にされておりますので、別段問題は無いと思います。以上です。

議　長　　皆さん方から何かご質問等ございませんか。

【意見、質問無し】

議　長　　ただ今の件についてご質問等が無いようですので、審議を終了いたします。それでは農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき決定することに御異議ございませんか。

【異議無しの声有り】

議　長　　それでは、異議無しということですので、決定することといたします。
次に日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

事務局　　はい。それでは別紙の平成２５年４月農業委員会総会報告事項に移ります。１ページをお開き下さい。第１号報告、非農地証明交付願について報告と説明をさせていただきます。
申請人は〇〇さん。申請人住所は長与町吉無田郷。申請地は長与町吉無田郷、地目畑、現況は宅地。面積は２１５㎡、用途区域が市街化区域で、証明を受けたい理由といたしましては、昭和６３年１１月２０日付けで、農業用倉庫として建物の登記がなされております。それから宅地化しているということで、このたびの申請という事になります。お話を聞きますと、建築自体はそれ以前と考えられるようでございます。所見といたしましては、倉庫手前、道路側でございますけれども、既にコンクリート舗装されておりまして、軽自動車でいえば２、３台止められるスペースがあるように見受けられます。そのコンクリートの奥が、倉庫で、裏手には以前開発される前に田んぼが多かったのかと思いますけれども、大きな溜池がございました。このような状況でございます。
先般ありましたけれども、市街化区域でも届出をするにあたっては、工事の着工前ということになりますが、ここについては先程申し上げました昭和６３年以前の建築物ということも鑑みまして、やむを得ない状況であるということで判断を、事務局としてはいたしておりますけれども、農業委員さん３名の方にも、立ち会いをお願いして現況確認をしていただい

ております。申請日は平成２５年４月１０日、確認日は平成２５年４月１７日。上記のとおり、平成２５年４月１０日付非農地証明交付願についての現地確認を行いましたので、報告します。平成２４年４月２４日、代読でございます。

場所につきましては、長与多良見線の交差点から長与ニュータウンの方に繋がる道路がありますけれども、その道路を少し進んで行きますと、○○バス停というのがあります。その○○バス停を少し登り上がった右側が申請地で、確認した場所になります。以上でございます。

議　長　　報告事項ですけど、立ち会いをされた委員さんから何かあったらお願いします。

１２番　　１２番坂口です。１７日に立ち会いをしましたけれど、この（申請者）さんは、（地名）といって川の付近に住んでいらっしゃいました。その後、長崎大水害以降、川の幅が広くなったことで立ち退きになって、みかんを運んで仮納するために小屋を作られていました。６３年とありますが、恐らくそれより前に作ってあると思います。周りは既に家が立ち込んでしまって市街化区域になっておりますので、これはもう宅地として認めざるを得ないと思います。

議　長　　はい、皆さんそういうことですのでご理解をお願いします。他に何かありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　何も無いようでしたら、以上で報告事項を終わります。

これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上をもちまして、長与町農業委員会４月総会を閉会いたします。

【この後、農業委員に対して、農地転用についての諸手続の勉強会が行われた】